

質問

(英吉利法律講義録(1886(明治 19)年度 第 1 年級))

このPDF ファイルは、英吉利法律講義録(1886(明治 19)年度 第 1 年級)(原装本デジタル・データ)から、質問の部分を抽出して編集したものである。

2015 年 7 月 中央大学大学史資料課

質問

○契約法

問第一號 (第一號四丁) 大橋 覺四郎

權利義務共ニ同一ノ行爲若クハ不爲又ハ同一ノ行爲不爲ニ關ス云々
トハ概シテ言ヘハ權利者行爲ナレハ義務者不爲ナラサル可カラス又
義務者不爲ナレハ權利者行爲ナラサル可カラサルト謂フ乎例ヲ掲テ
明解アラシメコトヲ請フ
問第二號 (同號同丁) 其他ノ元素ナカラサル可カラサルコト云々トモ
義務者及ヒ其他ノ元素ナカラサル可カラサルコト云々トモ
元素トハ如何ナルコトヲ謂フ乎
問第三號 (同號五丁) 唯權利ト云ヘハ明カニ權利ノ一端ヲ表シ暗ニ義務ノ一端ヲ示スノ言

又義務ト云ヘハ明カニ義務ノ一端ヲ表シ暗ニ權利ヲ示スノ言タルノ
ミ云々トアリ其權利ニ義務アルトハ如何ナル所爲ヲ謂フ乎又義務者
ニ權利アルト謂フハ如何ナルヲ謂フ乎

問第四號 (婚姻ハ契約ニアラサルノ疑問) 中島 幾之進

契約ナルモノハ合意ト法鎖ト二ツノ關係ヨリ成立ツモノニシテ茲ニ
甲男ト乙女ト夫婦トナラント欲スルノ相互ノ合意アリテ夫婦トナリ
タルトキハ其夫妻間ニ相互ノ權利義務即チ法鎖ヲ生スヘシ此法鎖ナ
ルモノハ甲乙夫婦トナリタルニツキ法律上ノ作用ニヨリテ生シタル
モノナリ苟モ合意ト法鎖トノ二ツノモノ相互ニ關係シテ契約ヲ生ス
ルモノナレハ婚姻ニハ合意アリ法鎖アリ焉ソ之ヲ契約ニアラスト云
フヲ得ンヤ山田先生ノ御説ニ契約ハ元來各自ノ意志ニ成立ツモノニ
シテ其權利義務ハ契約者ノ合意ニ成立ツモノナリ故ニ契約者ノ合意

ニテ之ヲ取消スロトヲ得ヘク又之ヲ延期スルコトヲ得ヘク又之ヲ伸縮増減スルコトヲ得ヘシ之ニ反シテ婚姻ハ決シテ斯ノ如キモノニアラス夫妻ノ權利義務ハ法律上ニテ之ヲ定メ決テ双方思ヒ通りニスルヲ得サルナリ又契約ハ双方ノ合意アルトキハ自由ニ取消スコトヲ得ルモ婚姻ハ合意ノミニテ取消スヲ得ス故ニ契約ニアラサルナリ云々由之觀之法鎖ノ契約者ノ合意ニ成立モノヲ契約ト云ヒ法鎖ノ契約者ノ合意ニ起リ法律上ノ作用ニヨリテ生スルモノハ契約ニアラスト言フカ如シ然レトモ土方先生契約篇ヲ案スルニ契約者ノ合意ニ成立ツ法鎖アリ又契約者ノ合意ニ起リ法律上ノ作用ニ成立ツ法鎖アリ法鎖ノ成立ニ二途アルカ如シ夫レ契約者ノ合意ニ成立ツ法鎖ハ契約者ノ合意ニヨリ取消伸縮自在ナレトモ契約者ノ合意ニ起リ法律上ノ作用ニ成立ツ法鎖ハ又法律上ノ作用ニ由ラサレハ取消伸縮等ス可カラサ

ルハ理ノ見易キ所ナリ既ニ法律上ノ作用ニ成立ツ法鎖アリトスレハ
 婚姻ハ無論契約ナラサル可カラス又法律上ニ成立ツ法鎖ナシトスレ
 ハ土方先生契約篇法鎖ノ原因第五ニ疑ヒナキヲ得ス教ヲ乞フ
 ○組合法

問第一號 (第四號十六「ベルシ」)

第五要素中損益共擔方法ニ二様アリテ二中一ヲ選ミ得ルハ如何ナル
 理由ナル哉凡組合ナル者ハ共同ノ目的ヲ以テ事業ヲ營ミ利益ヲ分配
 スル者ナラハ共同ニ利益ヲ分配シ(財産ハ)共同ニ損失ヲ擔當スルコソ
 最モ組合ノ名義ニ適シタルモノナラン然ニ利益多キトキハ共擔シ損
 失ノ多キトキハ其遇額ハ共擔セストセハ其損失ハ取引セシ者ノ負擔
 ナリトスル乎何ソ組合ノ性質ト矛盾スルヤ凡ソ組合員ハ各自代理
 ナシ得ル者トセハ甲ノ所爲ハ乙ノ所爲ノ如ク乙ノ所爲ハ又丙ノ所

爲ト同様ナラン故ニ甲ノ所爲ハ乙丙モ其責ニ任シ乙丙ノ所爲ハ甲モ其責ニ任シテ組合中其事業ニ付テハ固ヨリ彼此ノ差別ナカル可キナリ故ニ利益有ラハ甲ノ所爲ニセヨ又乙丙ノ所爲ニセヨ共同ニ分配シ損失有ラハ又同様決シテ乙ノ所爲ナリ甲丙ハ關係セス甲丙ノ所爲ナリ乙ハ知スト云フカ如キ理之レ有間敷筈ナリ故ニ損益トモ必ス共擔シテ二方法等ハ無之事ト思考致居レリ依テ前陳ノ如キ疑義ヲ生シ候間尤ノ疑義ト思召アラハ講義録紙尾ニ辨明テ御願申上候以上
若シ相互ノ契約故トアラハ之レ變例シテ要素中ニ入ル可キ者ニ非スト思考ス瑕瑾ナキ契約トテモ或場合ニハ無効ノコトアリ本問ノ契約ハ何故有効ナルヤ

○成法理論

問第一號 (第二號一丁)

一個人カ他ノ一個人ヲ強制シテ云々ヨリ并ニ存在セサルモノトス其
 一個人カ一個人ヲ強制シテ遵法セシムル云々トハ如何ナル理ニ由リ
 テ然ル乎

又即後者ハ行爲スルノ勢力ヲ有シ前者ハ行爲セスンハアラサルヲ必
 要ヲ有ス云々其後者前者トハ如何ナル地位ニ居ル人ヲ謂フ乎又行爲
 シ行爲セスンハアラサルトハ一方ハ強制ヲ成スヲ得一方ハ義務ノ實
 行セスンハアラサルヲ謂フ乎

問第二號(同號五丁)

權利及義務ハ必ス兩存スト云ヨリ寧口之ヲ告訴スルノ義務アリト言
 フ可キナリマテ
 又其第三位ノ人ニ義務ヲ負ハス云々其三位ノ人トハ如何ナル人ヲ謂
 フ乎

又權利ニハ相對ノ義務アリト雖モ義務ニハ必スシモ相對ノ權利アラサルナリ故ニ絶對ノ義務ニシテ偶相當ノ權利ヲ施行スル爲メニ設ケタル所ノ方策タルニ外ナラスシテ此方策ハ却テ絶對義務其物ナラサルハナシ云々

此邊最モ了解シ難シ能ク例ヲ舉ケテ乞御教示

○契約法

問第五號 (第一號二十丁)

高野 龜吉

凡契約ニハ約因アルヲ必要トスルヲ以テ他人ニ物品ヲ與ヘント約スルモ其約束ハ無効ナリトアリ勿論第四號講義錄三十四葉目法律上契約ノ成立ニ必要トスル原素ノ内其第二ノ内ニモ約因ト言フコトアリ其約因トハ直接ニ視易キ一例ヲ舉クレハ如何ナル場合ヲ指シテ言フモノナルヤ

問第六號 (第一號十丁一行)

サヅキニト氏曰ク法鎖トハ云々〔此意味殆ト解スル能ハス猶一應明辨アリタシ

問第七號 (第一號十行)

三三法鎖ノ區域モ亦確定セサル可カラストハ双方ノ對手共ニ自由人タラサル可カラスト云フノ意ナラン乎

同第八號 (第一號十七丁)

例ヘハ數名ノ裁判官列席ノ上互ニ協議一致シテ裁判ヲ言渡スコトアルモ其結果タルヤ訴訟人ノ權利義務ヲ左右スヘキモノニシテ裁判官共ノ權利義務ヲ左右スヘキモノニアラス云々〔訴訟人ノ權利義務ヲ左右ス迄ハ氷解セリ以下誤字又ハ脱字等ノ有ルニヤ何分解得シ難シ尙一應明解ヲ乞フ

問第九號 (第一號廿四丁、十一行)

救濟ノ手續トハ如何ナル事ヲ云フヤ

問第十號 (第五號五十一丁)

無名約ニ於テハ現ニ受取リシ物品ヲ返還スルニ非スシテ其利益ヲ得タルカ爲メ之ニ對スル義務ヲ盡スニアルモノトス下ハ如何ナル場合ナルカ例ヲ示サレタシ

附 同條ノ末、既行ノ約因トハ如何

○組合法

問第二號 (第四號十八丁七行)

有泉 米松

損失カ利益ノ分配高ヲ減少スル丈ケハ其損失ヲ分擔スルヲ要スレトモ若シ損失カ利益ニ超過シタルトキハ必シモ其損失ヲ共擔スルヲ要セス下アリ損失カ利益ニ超過シタルトキハ何故其損失ヲ共擔スルヲ

質 問

九

六九

六八

要セサルカ果シテ共擔セサルトキハ如何シテ其損失ヲ支辨シ得ヘキ
ヤ

○代理法

問第一號 (第五號三十五丁)

有泉 米松

此場合ニハ常ニ本人ニ不利益ヲ歸スル様ニ解釋スルカ當然ナリトアリ
如此解釋スレハ何故ニ當然ナルカ

○成法理論

問第三號 (第二號五丁)

高野 龜吉

夫レ義務ヲ分チテ絶對及ヒ有對ノ二種ト爲ス可シ而シテ絶對ノ義務
ナルモノハ正當ニ之レヲ謂ヘハ相對ノ權利ナキモノナリ其所謂相對
ナルモノハ寧ロ立法者カ第三位ノ人ニ義務ヲ負ハス所ノ勢ナリト謂
フヘシ云々トアリ其第三位ノ人トハ最モ視易キ一例ヲ舉グルハ何カ

ナル人ヲ指シテ義務ヲ負ハシムモノナルヤ

○契約法

問第十一號 (第一號四丁)

山崎 迂太郎

其義務トハ或ルコトヲナシ又ハ爲サ、ルニ在リテ權利義務共ニ同一ノ行爲若シクハ不爲又ハ同一ノ行爲不爲ニ關スルニ於テ生スル一種無形ノモノニシテ作用ノ性質ヲ具ヘタル名稱ナレハ義務上或ル事ヲナシナサ、ル等作用上ノ事實アルハ消積極義務區別ノ處ニ於テ明了ナリト雖モ權利トハ心理ト物理トヲ問ハス本來其物ニ存スル靜止體ノモノ、如ク考ヘラルレハ決シテ或ルコトヲナシ若クハ不爲等作用上ノ性質アラサルモノ、如シ篇中同一ノ義務權利共ニ同一ノ行爲不爲ニ關スル云々アルハ如何

蓋權利義務ハ物ノ本末ノ如キモノナレハ義務上行爲不爲ノコトアル
 コトハ權利ニ逆及シテ或ル權ヲ毀傷ス可カラサル義務或ル權ヲ押領
 ス可カラサル義務アルトキハ此義務ノ因テ生シタル名譽權ト所有權
 ハ權利上不爲ト稱ス可キ歟

問第十二號 (第一號七丁)

第一ノ權利ヲ犯スニ因リテ生スル損害ノ賠償ヲ受ク可キ權利ハ第二
 ノ權利トス

第一ノ權利ヲ犯スニヨリテ生シタル損害ノ賠償ヲ受ク可キハ義務ニ
 非ラサルカ受ケシム可キハ權利ナルカ如シ如何
 問第十三號 (第一號十丁)

サヴキニト氏曰法鎖トハ他人箇々ノ行爲ヲ其他人ノ自由意思ヨリ減
 却シテ自己ノ意思ニ服從セシメ之ヲ管理スルコトナリ

譬へハ茲ニ一箇ノ幼少年土地家屋ヲ有スルモノナレハ其者ハ自由ニ其土地ト家屋トヲ支配スルヲ得ヘキ筈ナレトモ此少年ノ爲メ嘗テ立テ置キタル後見人ハ其幼年ノ自由ニス可キ意思ヲ減却シテ之ヲ管理スルコトナリト云フ如キ歟

問第十四號 (第一號十丁)

管理スルコトハ權利ニシテ管理セラル、コトハ義務ナリ

少年ノ所有權ヲ慥ニスル爲メ管理スルコトハ保護ノ文字ト同一ノ意義ニシテ義務ニアラサルカ

蓋管理スルコトハ契約上他人ノ委託ヲ受ケタレハ管理者其人ノ位置上職分既ニ管理スルコトハ其人ニ存シタル權利ニシテ一旦依托ニヨリテ管理セラル、ハ管理者ノ權利ニ對等スル義務ナルカ果シテ然ラハ前九丁法鎖タル語ハ重ニ義務ノ第一ヲ示ス語ナリト少シク矛盾ナ

キ能ハス説明ヲ仰ク
 問第十五號 (全上)
 今左ニ法鎖ニ必要ナリトスル所ノ元素ヲ掲ク可シ
 必要トハ左ノ四元素ナケレハ到底法鎖ヲ生スルコトナシト云義カ
 問第十六號 (全上)
 權利義務一人ニ集合スルトキハ互ニ相殺スル者トス下ノ説明ヲ乞フ
 成ル可ク適當ノ譬喩ヲ乞
 問第十七號 (全上)
 原被告雙方ノ間更ニ負債ヲ生シ其原告人ハ裁判上ノ債主トナリ云々
 金錢ノ取引ニ於テ被告カ負債ヲ生スルハ勿論ナレトモ原被告双方ノ
 間更ニ負債ヲ生スルトハ如何將シテ原告人カ裁判上ノ債主トナルナ
 ラハ決シテ負債ヲ生スル理ナカル可シ

問第十八號(第一號二十一丁) 合意ヨリシテ對世權ヲ創生移轉シ且法鎖ヲ生セシムルコトアリ此ハ前段法鎖ヲ説キタル第五ノ場合ト同一ノモノトス云々
 合意ヨリ生スル法律上ノ結果ニ法鎖ニアラサル他ノ結果ヲ掲ケタル場合ニ於テ合意ヨリ生シタル法鎖第五ノ場合ト同一ノモノトハ如何説明ヲ乞フ
 問第十九號(第一號九丁) 安藤亥太郎 權利義務ノ關係ヲ譯シテ法鎖ト稱ス云々トアルニ又法鎖ナル語ハ重ニ義務ノ一端ヲ示スノ語ナリトアルハ如何且「ト」ニ二箇ノ對手トハ法鎖ノ權利者義務者ヲ謂フトアル法鎖ノ權利者義務者トハ通例ノ權利者義務者ヲ云フ哉
 問第二十號(第一號十丁)

權利者若シ不確定ナルトキハ其權利義務ハ公法上ノ權利義務タルヘ
シトアル公法上ノ權利義務トハ如何ナル權利義務ヲ云フ哉

問第二十一號(第一號十八丁)

法鎖ノ原因トハ圖解ノ外他ニ原因アリヤ如何

問第二十二號(第一號一丁)

成瀬正弘

強行法ト聽用法トノ區別ノ説明ヲ見テ不圖疑義ヲ生シタリ其ハ他ニ
非ス某先生ノ法學通論講義法律區別ノ部ニ強行法ト聽任法トノ別ア
リ即チ法律ノ種類ニヨリテ國民ノ願望ニ拘ハラズ必ラス之ヲ遵奉ス
ヘキノ義務ヲ負ハシムル法アリ之ヲ強行法ト云フ即チ刑法憲法等ノ
如シ又法律ノ或ル種類ニ依レハ預メ範圍ヲ定メ其内ニ規定ヲ立ルモ
人民ノ願望ヲ容レ其定規ニ從フト否トハ人民ノ意思ニ任スルモノア
リ之ヲ聽任法ト云フ假令ハ相續法、金錢貸借利子定法等ハ法律ヲ以テ

相續人タル資格及順序等利子何割ト規定アルモ若シ遺囑ニ由リ他人ニ相續人タラシムモ法律上規定ノ利率ニ從ハサルモ法律之ヲ拒禁セサルヲ云フ云々トアリ右ニ依リテ考フレハ聽任法ナルモノハ某先生ノ解ニ從ヘハ其法律ノ範圍内ニ於テ人民ノ私意ヲ容ルハモノナレトモ土方先生ノ御説ニヨレハ其法律ノ範圍内ニ於テハ私意ヲ容レサルモノニシテ即チ契約賣買ヲ爲サレハ範圍外兎モ角モ苟モ之ヲ爲ス範圍内以上ハ其法律ニ從ハサル可ラス其法ニ從ハサレハ其保護ヲ受ル能ハサルモノニテ即チ其範圍内ニ於テハ人民ノ私意ヲ容レサルモノト云ハサル可ラス然ラハ之ヲ聽任法ト云フ可ラス寧ロ強令法ノ部分ニ屬スルモノニアラスヤトノ疑惑ヲ生セリ但シ某先生ノ所謂聽任法ト土方先生ノ所謂聽任法トハ自カラ別種類ノモノナリヤ果シテ別種類ノモノナレハ別ニ疑惑ナシ御教示ヲ乞フ

問第二十三號 (第一號十三丁)

法鎖ノ原因第五三[法鎖ハ主トシテ對世權ヲ創生移轉スル取引ニ附着シテ生スルアリ例セハ結婚信託ノ場合ヲ云フ]トアリ

右ノ言ヲ説明シテ曰ク(十四丁)茲ニ甲男ト乙女トアリテ既ニ夫婦トナリタルトキハ甲者ハ夫タルノ身分ヲ得乙者ハ妻タルノ身分ヲ得而シテ此身分ナルモノハ婚姻ニヨリテ創立セルモノトス云々右ニ就テ案スルニ婚姻ハ必ラス對世權ヲ創生移轉スルノ取引トセハ財産ヲ有スル女ハ婚姻ニヨリテ其所有權ヲ其夫ニ移轉スルヲ得ヘシト雖トモ財産ナキ女ハ移轉スルヲ欲スルモ得ヘカラス然ラハ此場合ハ例外ナリヤ又對世權ヲ創生スルトハ如何ナル事柄ナリヤ前キノ説明中ニアル(甲者ハ夫タルノ身分ヲ得乙者ハ妻タルノ身分ヲ得云々)トアル其身分ヲ創生スルコトヲ指スモノナリヤ果シテ然ラハ身分ハ對世權ト同一

ナリヤ

問第二十四號

婚姻ノ契約ニアラサル理由ノ一部分ハ只權利ノ増減變更ヲ目的トスルモノ、ミ契約ニシテ權利ノ創生ヲ目的トスルモノハ契約ニアラストノ點ニアリヤ何トナレハ前段ニ婚姻ハ權利ヲ創生移轉スルモノトアレハナリ

問第二十五號

權利ヲ創生スルヲ目的トスルノ契約アリヤ否

問第二十六號 (第一號十六丁)

「普通ノ意思トハ外形ノ所爲ニ顯ハル、所ヲ以テ双方ニ普通ナリトスル所ノ意思ヲ云フ」トアリ願クハ例ヲ舉テ説明アランコトヲ問第二十七號 (第一號十七丁)

合意ノ元素ノ第五ノ全文ニ就テ考フレハ土地賣買ノ契約ヲ結ブモ地券ヲ書換フルニ非サレハ其契約無効ナルカ如シ抑契約ナルモノハ單ニ土地ノ賣買或ハ貸借ヲナスコトヲ約束スルモノニシテ決シテ所有權ヲ得ルモノニアラサレハ双方法律上ノ結果ヲ生センコトヲ希望シテ賣ル可シ買フ可シト同意スルトキハ完全ナル契約ニアラスヤ彼ノ地券ヲ書キ換フルカ如キハ既ニ契約ノ範圍外ニシテ賣買取引實行中ニアルモノニアラサル歟若シ取引實行ヲ以テ契約ナリトセハ取りモ直サス契約ヲ以テ所有權ヲ得ルモノトスルニ同カルヘク且又地券ヲ書換フルヲ以テ契約ノ完結トセハ土地賣買契約ニハ破約ト云フモノハ有リ得可ラサルヤニ愚考ス何トナレハ既ニ地券ヲ書換ヘテ所有權ヲ得ハ破約セント欲スルモ得ヘラサル次第ニ立到ラサルニ於テチヤ

○法學通論

問第一號 (第六號三十七丁)

在東京本郷 清水和太郎

「乙之ヲ引渡スコトヲ欲セス他ニ消耗シタルトキハ甲ハ乙ニ對シテ其代價并損害ヲ要求スルノ權ヲ生ス」トアリ代價ト損害トハ別々ノモノニシテ代價ハ損害ノ内ニ包含シタルモノニハアラサルカ

問第二號 (第八號三十九丁)

第一ノ契約上ノ權利破レテ第二ノ損害要償ノ訴權ヲ生ストアリ依之觀之前項ノ疑問ニ於ケル代價ヲ要求スルハ第二ノ權利ナルヲ以テ無論損害要償ト稱シテ可ナルカ果シテ可ナリトセハ何ヨリ代價并損害ト各別ノ如ク御説明アリタルカ

問第三號 (全上)

契約通り履行シ得ヘカラサル時ニハ損害要償ニ止マルコトハ英佛共ニ同様ニシテ勿論ノコトナリ「損害要償ニ止マルコトハ英佛共ニ同シ

ト云テ以テ見ルトキハ英法ニ於テモ尙佛法ノ如ク第二ノ權利ヲ以テ
 第一ノ權利ニ對スル義務ヲ履行セシメ若シ履行シ得ラレサルトキハ
 止テ得ス損害要償ノミヲ求ムル如シ然レ共御説明ニ依ルトキハ英法
 ニ於テハ第一ノ權利破ラレタルトキハ第二ノ權利ヲ生シ損害要償ヲ
 爲スノミヲ以テ敢テ第一ノ權利ニ對スル義務ヲ求メサカル如シ（契約
 ノ履行ヲ求ムルハ變例ナリ）然ニ英法モ共ニ損害要償ニ止マルト云フ
 故ニ求メサルヲ至當トス（然ニ英法モ共ニ損害要償ニ止マルト云フ
 トキハ何ヤラ佛法ノ如ク第二ノ權利ヲ以テ契約通り履行ヲ求メ併セ
 テ損害要償ヲモナサル、カ本例ノ如シ之レ生カ疑ヲ生シタルノ點ナ
 リ）

右各項何卒御明示アラランコトヲ切望ス

○代理法

問第二號（第二號八丁）

安藤亥太郎

本人ト爲ルニハ能力ノ制限アリト雖モ代理人ト爲ルニハ制限ナケレ
 ハ固ヨリ結婚婦幼年者ニテモ代理人ト爲ルヲ得トアレトモ凡ソ代理
 人トナラント欲セハ多少事務ヲ委任セラル、程ノ學識ト經驗トアル
 ニアラサレハ誰カ委任スルモノアランヤ彼ノ結婚婦幼年者ノ如キハ
 概言スレハ無識ト云モ可ナリ且ツ本人ト爲ルハ爲リ易キモ苟モ無識
 ナルモノニシテ他人ノ代理人トナラント欲スルハ到底云フヘクシテ
 行フヘカラサルニアラスヤ且又我國代人規則第一條但書ニ本人幼年
 者ニテ其事理ヲ辨シ難キトキハ云々代人ヲ任スルヲ得ヘシトアリ全
 第三條ニ代人ハ云々滿二十歳以上ノ者ヲ撰ムヘシトアルニ講義錄ニ
 何人タリトモ代理者タルヲ得ルト云フ原則ハ如何ナル理由ソヤ

○親族法

問第一號(第二號七丁)

安藤亥太郎

無効ノ婚姻ト無効ニ爲シ得ヘキ婚姻トノ別ハ如何少シク了解シ難キ
 ナ以テ詳細ノ區別如何

右了解致兼候間宜敷了解シ易キ様詳細ノ御解釋ヲ乞フ

三〇 契約法

問第二十八號 (第一號二十丁) 群馬縣 高野 勇吉

一 英吉利法律ニテハ凡テ契約ニハ約。因。アルヲ必用トス云々トアリ其

約。因。トハ如何ナルコトヲ指稱スルカ一例ヲ舉テ教示アランコトヲ

望ム

問第二十九號 (第二號三十一丁)

一 羅馬法律ニテハ契約ヲ「コントラクタス」ト稱シ此契約ヨリ生スル法

鎖ヲ「オブリガシヨ、エキス、コントラクチュ」ト謂フ云々又羅馬ニハ契

約ト契約ヨリ生スル法鎖ヲ示スニ各別語アリ云々抑契約トハ合意

アリ法鎖アリ以テ始メテ此稱ヲ下スコトハ己ニ拜承スル處ナリ果シテ然ラハ此合意アリ法鎖アルノ契約ヨリ又生スル法鎖オブリガシヨエキスコントラクチユトハ如何ナル場合ナルカ思フニ羅馬法律モ英吉利法律ト同シク原權即チ契約上ノ權利ヲ害セラレタルトキ該契約ヲ破毀シ更ニ損害ノ賠償ヲ要求スルノ權即チ第二ノ權利ニ相對スル義務ヲ意味スルカ教示ヲ仰ク

○英國刑法

問第一號 (第三号二十一丁) 東京本郷 清水 和太郎

〔單ニ企圖ノミニ止マラス〕ヨリ〔嚴刑ナキヲ以テナリ〕マテ今一層綿密ナル説明ヲ乞フ

問第二號 (第三號二十三丁)

〔配下ノ臣民カ君ヲ愛慕スルヨリ生スルヲ以テ〕云々トハ人民カ犯罪ヲ

爲スハ全ク君ヲ愛慕スルノ念ヨリ生スルト云フノ意カ抑茲ニ言フ生
スルハ何ヲ指シテ生スルト言フカ

問第三號（第五號二十七丁）

〔惡意ノ存在行爲ニ現ハル、カ又ハ他ニ其存在ヲ證明スルモノアル場
合ニ限ルモノトス〕他ニ其存在ヲ證明スルノ場合如何例ヲ舉示シテ説
明ヲ乞フ

問第四號（第七號三十六丁）

犯罪ノ當時人ヲ殺スノ所爲ハ〔中畧其責ヲ免カル能ハス〕此一項ニ就キ
左ノ疑團ヲ生セリ

- 一 犯罪ノ當時トハ精神錯亂シテ犯シタル時ヲ指定シタルモノナ
ルヤ
- 二 精神錯亂中ニ在テ人ヲ殺セハ法律ニ違反スルモノトノ思慮ヲ

有シ居リタルモノナルヤ
 三 或ハ災害ヲ除キ或ル公益ヲ來タスト信シテ人ヲ殺シタル外ハ
 責ヲ免カルヘシトノ意カ假令甲者アリ乙者ノ才學兼備ニシテ
 人望アルヲ嫉ミ之ヲ殺シタル如キ場合ハ如何

○代理法

第一問(講義錄第十號)ニ答フ

委任文言兩様ニ解シ得ラル、場合ニ於テ代理人カ本人ノ思フ所ト違
 フタル方ニ其文言ヲ解シタルトキハ代理人ヲ咎ムヘキニアラス代理
 ナ頼ムモノハ委任ノ趣意ヲ明瞭ニ傳エテハ成ヌ答ナルコ甲乙孰レコ
 テモ解シ得ラル、様ナル不分明ノ申付ヲ爲シタルハ固ヨリ本人ノ不
 調法ナリ左スレハ代理人ノ解シ方ニ因リ本人カ迷惑ヲスルトモ本人
 ニ取テハ身カラ出ク靖ト諦ラメサルヲ得ス衡平法ノ原則ニ無辜ノ兩

人孰レカ迷惑ナセテハナラヌトキハ事ヲ仕出カサセタル方ニテ迷惑
 ス可シト云フコトアリ本問ノ場合ニ適用スレハ本人モ代理人モ共ニ
 惡意故意アルニアラサレトモ孰レカ迷惑ヲ被ラスシテハ叶ハズ然ル
 ニ本人カ不明確ノ委任ヲ爲シタルカ事ノ起因ナレハ迷惑ハ本人ニ歸
 スル様ニ委任ノ文言ヲ解釋ス可シ即チ代理人ノ解釋ヲ相當トス可シ
 トノ趣意ナリ

第二問(講義錄第十號)ニ答フ

講義錄第二號八丁ニ代理人ノ資格ニハ制限ナシトノ旨ヲ説キタル所
 ニ[代人規則ヲ見テモ明ラカナリ]トノ文言アルニ付キ不審ヲ抱レタル
 ハ至極允ニテ講者サエモ同規則第三條ノ明文アルコト左様ノコトヲ申
 シタリトハ不審ニ堪ヘス念ノ爲メ草稿ヲ改ムルニ考證トシテ佛民法
 千九百九十條ヲ引キ但代人規則第三條ヲ參觀ス可キ旨記シアリ何レ

言違カ書違カニテ斯ル不束ナル文句ノ印刷ニナリタルモノトハ存スレトモ鹿忽不氣付ノ段ハ一向スラ詫入り且ツ誤リヲ注意被成下タル段ハ深ク感謝スルノ外餘念ナシ尙卒他ノ講讀者モ安藤亥太郎君ノ如ク深切ニ閱讀アリ度事ナリ

扱本人ト爲ルハ却テ易キモ結婚婦幼年者ノ如キ無識ナル者カ他人ノ代理人ト爲ルハ實際出來得ヌ事ナリトノ論難ハ然ル可カラス近イ話ハ小兒カ父ノ使ニ酒屋ヘ往キ酒ヲ注文シ妻ハ夫ニ代リテ家主ヘ店賃ヲ拂フカ如キハ何國ニモ日常アル事例ナルノミナラス酒賣買ノ契約若クハ借屋賃ノ支拂ヲ無効ナリト判斷シタル判決例ハ我邦ニ於テモ見聞セサル様ニ覺フ凡ソ何人ニテモ代理人ヲ命スルニハ其爲人ヲ吟味シタル上ニテスルカ常ナリ一切譯ノ分ラヌ者ヲ代理人ニ立テ大切ナル取引ヲ委任スルハ稀有ノ事ナレハ法律カ代理人トナル資格ニ制

限ヲ置ヌハ當然ナル次第ト思ハル之ニ反シテ本人タルノ資格ニ制限
 ナ設サル時ハ本人自カラ爲シ得サル事柄モ代理人ナレハ爲スコトヲ
 得ルカ又ハ婚姻ノ如ク是非本人ノ爲ス可キ事ヲモ代理人ニテ取扱ヒ
 得ル次第ニ立至ルヘシ
 序ニ申シ置クコトアリ質問者ハ結婚婦幼年者ハ無識ナリト申サルレ
 トモ餘リ思切タル評ナリ法律ハ或事柄ニ付テハ右等ノ者ヲ保護スル
 ノ目的ヲ以テ能力ヲ與ユサル迄ノ事ナリ決シテ此二者ヲ馬鹿ト看倣
 スノ意ナラス其證據ニハ他ノ事柄例ユハ必需品ニ關スル契約ニ付テ
 ハ能力ヲ付シ置ナリ

第三問(第六號六五丁) 清水和太郎

我國ニテ士族平民又ハ農工商ト記スルカ如ク代理人タル何某ヲ他人
 ト區別スル丈ケノ効能アルノミ別ニ身分職業ヲ記セサルモ既ニ代理

六二
人ノ姓名アレハ則チ他人トノ區別明瞭ナルニアラスヤ

答

捺印證書ノ署名ノ場所ニ本人ノ名前ヲ署セス只代理人ノ氏名ノミヲ署スルトキハ假令肩書ニ何會社頭取若クハ誰某代理人ト記スルモ其肩書ハ偏ニ代理人ト爲リ居ル何某ノ人分ヲ明カニスル丈ノ効能アルノミニテ本人ヲ拘束スルノ効力ヲ有セス代理人ノ姓名ヲ工藤太郎ト假定センニ世ニ工藤太郎ト稱スルモノ幾人アリトモ此署名人ハ何會社ノ頭取役若クハ誰某ノ代理役ヲ勤ムル工藤太郎ニテ他ノ同姓名ノ者ニ非ストノコトヲ表スル丈ノ効能ナル故丁度何縣士族若クハ平民又ハ何町何番地抔記スト同様ナリトノ趣意ナリ畢竟捺印證書ノ認方ニ關スル規則ハ甚タ嚴重ニテ少シノ違式ヲモ容サハルコト恰モ現今本邦ノ郡區役所戸長役場ニ差出ス書面ニ於ケルカ如シ

第四問(第七號六七丁) 全前

尙一人此契約ニ就テ云々尙一人トハ代理人ノコトカ

答

尙ホ一人トハ本人ヲ指スナリ今少シ前後ヲ照シ合セ熟考アリタラハ此質問ハ蓋シ起ラサリシナラン

第五問(前同七七丁) 全前

本人ノ關係セサルヲ以テ本人其責ヲ負フモノトス[○]_○[○]_○[○]_○ 圈點ノ處齟齬スルカ如シ何カ文字ニ誤ハナキヤ

答

疑ハル、通り文字ニ誤アリ本人ノ關係セルヲ以テ云々ト讀ムヘシ本人ハ代理人ノ僞示ヲ許シタレハ躬自カラ其僞示ニ關係シタルナリ

第六問(第十二號一一一丁) 全前

第三ノ場合ニ於テ其規則若シクハ命令カ不相當ナラサルトキハ假令其命令ニ從ヒタル爲メニ損害ヲ生スルモ本人之カ責ニ任セサルナリ本件ハ英吉利使役者責任條例中ニアルモノニ由ルナレトモ抑モ如何ナル理由ニ基キタルモノナルヤ若シ命令不相當ナラサルトキハ本人責ニ任セストセハ奴僕カ此責ヲ負フモノナリヤ若シ奴僕ノ負フヘキモノトセハ豈ニ不都合ナラスヤ何トナレハ主人ノ下シタル命令ナレハ相當ト不相當トヲ問ハス奴僕ハ是非トモ其命ヲ奉セサルヲ得サルノ義務アリ然ルニ主人ノ命令ノ當不當ニ依リテ奴僕カ責任ヲ負フコトアリ又免ルハコトアリトハ如何ナル理由存在シテ然ルカ敢テ説明ヲ請フ

答

主人ニ責任ナキ場合ニ於テ爲害奴僕ハ被害奴僕ニ對シテ責任アルハ

通常ノコトナルヘシ但爰ハ主人ニ責任ノ有無ヲ論スル所ナルカ故ニ
 奴僕ト奴僕トノ關係ヲ說サリシナリ扱主人ノ命令ヲ守ルノ義務アル
 奴僕カ其命ヲ奉ジタルヨリ害ノ生シタル場合ニ於テハ命令ノ當不當
 ニ論ナク主人ニ責任アル可キ筈ナラントノ疑ハ一應尤至極ニテ他人
 ニ對スルトキハ勿論主人ニ責アルナリ然レトモ共役奴僕等ハ齊シク
 同一ノ主人ノ命ヲ承ケ云ハ、相並テ稼キ居ル者共ナレハ相互ニ用心
 シ合フハ當リ前ニテ且互ニ過ヲ仕合フノ危險ハ就雇ノ當時既ニ覺悟
 シタルモノト看做スハ習慣法ノ原則ナリ使役者責任條例ハ唯此習慣
 法ノ餘リ辛ク當ル場合ヲ取除キタル迄ニテ右ノ原則ヲ變シタルモノ
 ニアラス尤モ習慣法ニ於テモ主人カ異常ノ危險ニ當ラシメタルカ爲
 メ奴僕、損害ヲ被リタル時ハ主人ニ賠償ノ責ヲ負ハスルコト講義錄代
 理法第百八丁第百九丁ニ見ユ而シテ此條例ハ不相當ノ規則若クハ命

令ナ異常危険ノ一種ナリト制定シタル迄ノコト、知ル可シ
第七問(第十四號一一四丁) 同前

確然期スヘカラサル利益ノ損失云々此一項ニ就テ例ヲ乞

答

例ヘハ横濱表ノ甲ハ其代理人ナル在函館乙ニ命シ今月初旬ニ或海産物ヲ積送ント云ヒタルコ乙ハ何カニ取紛レ十四日頃ノ船ニ積入レタリ然ルニ十三日ニ甲ノ當テニモセサリシ外國船横濱ニ入港シ其海産物ヲ求メタルニ因リ他ノ商人ハ思掛サル利益ヲ占メタリトセンニ甲ハ乙ニ對シ已レモ儲ケ得ヘカリシ金高ヲ賠償トシテ要求スルノ權アルヘカラス何トナレハ彼外國船ノ入港ハ素ヨリ不圖シタル出來事ニテ其船ノ需用ニ應シテ得ヘカリシ利得モ隨テ豫期シ難ク亦實際豫期セサリシ利益ナレハナリ

第八問(第十四號一一八丁)

全前

又外國ニ在ル本人ノ爲メニ取引シタル代理人アルトキ第三者ハ代理人ヲ信用シタルモノトノ推測下ルナリ代理人ハ外國ニ在ル本人ノ住所姓名ヲ告ケタリト否トテ問ハス第三者ハ代理人ヲ信用シタルモノト推測スルモノナルヤ果シテ然リトセハ前ニ掲ケタル例ニテハ東京日本鐵道會社ノ代理人橫濱ニ至リテ取引シタルトキ第三者ハ本人即チ日本鐵道會社ヲ信用シタリト云ハサルヲ得ストアリ依之觀之前後相矛盾スルカ如シ右ハ本人住居ノ遠近ニ據リテ信用ノ有無ヲ定メタルモノナリヤ果シテ然ラハ其遠近ノ度ヲ定ムルハ如何

答

本人外國在住ノ者ナルトキハ代理人ヲ信用スルトノ推測ハ畢竟本人ヲ信シ様ニモ何分知ラヌ異國ニ住ム人ナレハ住所名前スラモ確ト分

ラス假令住所姓名ヲ知レハトテ果シテ資産ノ有ル人ヤラ貧乏者ヤラ
モ知リ得難シ又假令夫カ分リタリ迪向カ間違ノ生シタル時ハ態々數
千百里ノ海山ヲ越涉リ本人住居ノ地ニ出張テ其管轄裁判所ニ權利ノ
有無ヲ爭フノ難義アルカ故ニ通常先ハ代理人ヲ當ニ取引スルモノト
看做スカ相當ナルニ出ルコトナリ日本鐵道會社ノ例ト矛盾スルトノ
疑ハ蓋シ今一度講義錄ヲ熟閱シタラハ他人ノ智惠ヲ借カラストモ自
カラ消解スルナラン最後ノ疑惑モ外國ト云フ文字ヲ凡ソ十分間モ睨
ミ付タラハ吾ナカラ時計ノ長針カ十度動カサリシ前ニ比ヘテ餘程發
明ナル人ト爲リタルコトヲ感スルナラン

親族法

第二問(第四號二二丁)

世ノ中ニハ不完全ノ婚姻ヲ正當トスル必要ヲ生ス云々國會ニ權力ヲ

山崎 迂太郎

任ス云々

必要トハ如何ナル場合ヲ指ス乎將タ國會ノ權力ニ任スルトハ如何ナルコトカ

答

茲ニ不完全ノ婚姻ト云フハ法律ニ禁シタル血統ノモノカ(例ヘハ亡妻ノ妹ト婚姻スルノ類)結ヒタル婚姻ノ如キ場合ヲ云フモノニシテ法律ハ其婚姻ヲ正當ト認ムルコトヲ得ス然レトモ男女法律ニ背キ婚姻シタル以上ハ其子ハ私生ノ子トナラサルヘカラス斯ル場合ニ於テ其夫妻ヲ分離セシムルコトハ人情ノ忍ヒサル所ナルヘク且ツ罪咎ナキ子女迄モ私生ノ子ノ汚名ヲ蒙リ父ノ相續ヲ爲スヲ得サルニ至ルヘシ故ニ國會ハ英國政權ノ最大集合体ナレハ此國會ニ於テ右等ノ場合ヲ救濟スヘキハ至當トス且ツ必要ナル場合トノミアリテ其個條ヲ定メサル

ハ却テ妙味アル所ニシテ國會自カラ男女ニ對シテ恩惠ノ所爲ヲ爲ス
 モ、ハ、コ、シ、テ、法、律、規、則、ニ、ヨ、リ、テ、制、肘、セ、ラ、レ、サ、ル、ヲ、云、フ、ナ、リ、又、男、女、モ、權
 利上ヨリシテ自分等カ背法ノ婚姻ヲ正當トナシ吳レヨト強請スルノ
 權ナキハ勿論ナリ凡ソ斯ル恩惠ノ所分ハ成法ノ嚴肅ニ極タル所ヲ緩
 和スルモノニシテ恰モ日本治罪法ニアル特赦ノ場合ノ如ク法律規則
 ナテ豫メ其場合ヲ限制スヘキモノニアラス且ツ國會ハ最大ノ權力
 ノ集合ナレハ國會其者カ至當ナリト思量スル所ハ他ノ法律規則ナテ以
 テ之ヲ制限スルノ要ナキナリ

第四問(第十號四二)

清水和太郎

夫ニ於テ妻ノ財産ヲ自己ノ所有トセシトキハ代理人ヲシテ妻ノ訴訟
 權ヲ掌握セシムルコトヲ得ヘシ[圈點]處明解セス御指示ヲ乞

答

夫ニ於テ妻ノ訴訟權ヲ掌握セントスルニハ自カラ之ヲ爲スコトヲ要
セス代理人ニ其事ヲ委任スルコトヲ得ルモノトス訴訟權并ニ掌握ノ
コトハ講義中ニ明解アリ

○私犯法

第一問 (第拾二號四十三頁)

校外生 清水和太郎

法庭カ債主ニ命シテ拂ヒ渡サシムル金圓ノ如クコノ金員トハ借金ヲ
指シタルモノカ將タ借金延滞ヨリ生シタル損害金ヲ指シタルモノカ
右答案

法庭カ債主ニ命シテ拂ヒ渡サシムル金圓トハ借金モ亦借金延滞ヨリ
生シタル損害金モ併セテ之レナ云フナリ

○組合法

問第三問 (第五頁)

校外生 山崎迂太郎

商社組合ニ至リテハ組織セル諸人トテ殊別スルヲ得ス其理由如何

右答案

無形人ニアラサル商社組合ハ法律上ノ成立ナキカ故社員ト區別シテ
論スルヲ得ス

第四問 (第拾八頁)

之レヲ要スルニ組合商業ヲ組成スル諸人ハ損失カ利益ノ分配高ヲ減
少スル丈ケハ其損失ヲ分擔スルヲ要スレトモ若損失カ利益ニ超過ス
ルトキハ必スシモ其損失ヲ共擔スルヲ要セスト説明ヲ乞フ

右答案

語ヲ換ヘテ言ヘハ損益分配高ハ各人必スシモ平等ナルヲ要セストノ
意ナリ

第五問 (第十頁)

債主ハ組合云々負債全部ノ償却ヲ受ケント訴フルコトヲ得商社ハ之
レニ反ス其理由如何

右答案

商社ハ人員多數ナルカ故ナリ

第六問 (第二十一頁)

利益分配ノコトノミ記シ云々表面ノ推測ハ損益共擔ノ暗約アリトス
ルヲ以テ亦組合ヲ組成スヘシ同法第十八頁ニ於テ組合商業ヲ組成ス
ル諸人ハ損失カ利益ニ超過シタルトキハ必スシモ其損失ヲ共擔スル
ヲ要セストアルハ理論上然ル所以ナル可キハ勿論ナル可ケレハ契約
上ニ損益共擔ノ記載アラハ兎ニ角記載ナキニ於テ單ニ表面ノ理論上
ニ損益共擔ノ暗約アリト推測ヲ下サ、ル理由如何

右答案

損失ガ利益ニ超過シタル云々ハ損益分配高ハ必スシモ各人平等ナル
 ナ要セストノ意ナレハ是レニヨリ推知セラル可シ
 第七問 (第四十八頁)
 組合員各自ハ云々紛議ヲ第三者ノ仲裁又ハ和解ニ付スル權ナシトハ
 如何
 右答案
 組合員一人ニテ組合カ世間ニ對スルノ紛議ヲ示談スルヲ得スト云フ
 ニ在リ
 第八問 (第拾六頁) 校外生 佐伯 廉
 凡損益共擔ノ方法ニハ自ラ二様アリ云々所謂二様トハ第一圖及第二
 圖ノ如キ場合ヲ指スカ而シテ組合商業ハ必ス此二様ノ共擔法ニ依ラ
 サル可カラスト云フニ非ス其一ノ方法ニ依ルヲ以テ足レリトス云ヘ

ハ第一圖ノ如ク利益ヨリ損失ノ超過シテ此損失ヲ共擔セサルノ一方
法ニ依ルモ猶組合商業ヲ組成シ得ルヤ且其損益ハ誰カ之レヲ負擔ス
ルヤ若シ組合中一部分ノ入之レヲ負擔ストセシカ是レ唯組合中ノ内
約ニシテ其員中ニ効力アルモ他ノ權利者ニ對シテハ其効驗ナカル可
シ果シテ爾レハ一般ニ對シテハ法律ノ許サ、ル所ニシテ組合ヲ組成
スルノ要素ニハ非ルヘシ若シ共有財本ヨリ支辨スルトセシカ是レ財
本寄附ノ多寡ニ比例シテ共擔スルト何ソ異ナランヤ或ハ共有財本カ
負擔シテ各自カ支出セサル所ニ且此ニ共擔スルヲ要セスト云フノ意
ナリセハ第二圖ノ如ク利益カ損失ニ超過シタル場合モ其損失ハ共同
利益ノ内ヨリ差引スル故ニ是亦共擔スルヲ要セスト云フテ然ル可キ
カ若シ爾レハ何ソニ様ノ區別ヲ要セン必竟組合員ハ利益并ニ損失ヲ
共擔セサル可カラサルモノナルニ如何ナル點ヨリ如斯ニ様ノ區別ヲ

立テラレタルモノナルヤ御明教ヲ乞フ

右答案

強キ第二圖ノ方法ニ依ラストモ第一圖ノ方法ヲ以テ損益ヲ分擔スレハ既ニ組合員タルノ分限ヲ有ス可シトノコトナリ

第九問 (第百二十五頁)

債主ノ立テントスル負債ハ支拂ノ當時現ニ存在スルモノコシテ其金額確定シ「トアルハ支拂ノ當時其金額ハ確定シ居リテ法律上訴求シ得ヘキモノナルコトヲ要セスト云フノ意歟御教示ヲ希フ

右答案

然リ「トアルハ支拂ノ當時其金額ハ確定シ居リテ法律上訴求シ得ヘキモノナルコトヲ要セスト云フノ意歟御教示ヲ希フ

第一問ノ答
前既ニ答フル所ナルヲ以テ別ニ答ヘス

第二問ノ答

組合員ノ一人カ他ノ組合員ニ對シ若シ損失カ利益ニ超過スルコトアルモ己レハ只當初差出シタル資本金ヲ失フニ止マリ其餘ノ損分ハ負擔セスト約スル如キコトアルモ爲メニ組合商業契約ノ本躰ヲ害スルコトナシトノ意ナリ

○法學通論

校外生 福田清逸

問第四號 (三十二頁)

尤モオースチン氏ハ此說ヲ排斥シ政府ハ權利者タル能ハスト云ヘルハ理論極メテ精確ナルコト、ス」トアリ全氏カ政府ハ權利者タラサル所以ヲ論シタル理由ノ要點ヲ御教示アラスンハ本論ニ於テ甚ダ迷ナキ能ハス

右答案

○第一科教課及受持講師姓名 ○ハ参考科 一財 產 法 全 上 去 増 嶋 六 一 郎

オースチン氏ノ政府ハ權利者タル能ハスト云ヘル疑問ニ關シ法學通論ニ其理由ヲ掲ケサリシハ其餘リ詳細ニ渉ルノ嫌アルト世上既ニオースチン法理學ノ翻譯書アルト且第三年級法理學ノ講義ニ讓ルヘキ材料ナルトノ三理由アルカ故ニ之ヲ省キタルナレトモ既ニ質問アル以上ハ大畧ヲ左ニ掲クヘシ

オースチン氏ノ所論ニヨレハ法律ハ政府(即チ主權者ノ意味ニ用ユ)ノ定ムルモノニシテ且百般ノ習慣ト雖モ其法律ノ効力ハ何故ニ之ヲ有セルヤト云ヘハ政府ノ威力認諾ニヨルモノナリ即チ之ヲ言換ユレハ法律ノ源ハ政府ニシテ政府ナケレハ法律ナク且法律ヲ制定スルモノハ何時ニテモ之ヲ取消スノ權力ヲ有スヘシ左レハ政府ハ法律ノ上ニアリテ法律ノ下ニアラス法律ノ外ニアリテ法律ノ内ニアラス能ク法ヲ制シ能ク法ヲ消ス法ノ上ニ超エ法ノ外ニ逸ス法律ノ羈絆ヲ受クルモ

ノニアラス故ニ法律上ノ義務ナキハ勿論ナルノミナラス權利ヲモ有セ
 カルナリ何トナレハ權利ハ法律ノ保護ニヨリテ成立ツモノナリ而シ
 テ政府ハ法律ノ保護ヲ受クルヲ要セサルモノナリ自カラ作ル法律ノ
 下ニ自カラ支配セラルトハ自家撞着ナレハナリ

問第五號 (同二十三頁)

權利ノ靜ナル語ノ解釋中「再言スレ權利ノ性質及分量ヲ云フナリ」トア
 リ權利ノ靜ナル語ハ權利ノ性質及分量ヲ指シタル語ナルコトハ明ナ
 レトモ其權利ノ性質及分量トハ果シテ如何ナルコトカ明示セラレサ
 ルヲ以テ了解スルヲ得ストイヘトモ義務ノ講義ニ至テ(四十五ページ)
 「爰ニ或ルーツノ義務アレハ其義務ハ右三種中如何ナル性質ノモノニ
 シテ其何レノ種類ニ屬スル者ナリヤ」云々トアリ而シテ右三種トハ即
 チ所爲ノ實際ノ結果ニ關スル義務所爲又ハ不爲ノ普通ノ結果ニ關ス

ル義務心底ニ關スル義務ノ三種ヲ指シタル者ナルカ故ニ此ヲ以テ之ヲ推セス(權利ト義務トハ表裏ノ性質アル語ナルヲ以テ之ヲ反對ニ見ルヲ云フ)權利ノ性質トハ所爲ノ實際ノ結果ニ關スル權利所爲又ハ不爲ノ普通ノ結果ニ關スル權利心底ニ關スル權利ト云フカ如キモノヲ指シテ權利ノ性質ト云フヤ又分量トハ右三種中何レカノ權利者カ其義務者ニ對シ爲シ得ヘキ所爲又ハ爲サシメ得ヘキ所爲ノ範圍ノ輕重廣狹ヲ指シタル者ナリヤ

右答案

權利ノ性質、及、分量トハ茲ニ一ツノ權利アレハ其權利ハ何カナルコトヲ爲シ又ハ爲サシメ得ルヤト云フコトヲ指示スルモノナリ例セハ財産權ト云ヘハ何カナル權利カト云ヘハ處分權使用權収實權ヲ包含スルモノニシテ収實權ト云ヘハ不動産ノ場合ナレハ若干動産ノ場合ナレ

ハ若干ト一々其利益又ハ不利益ノ個條ノ範圍ヲ示シ又財産權ト名譽
 權トノ區別如何等ノ問題ヲ知ルハ則チ權利ノ性質ヲ知ルト云フモノ
 ナリ又義務ノ性質ハ大ニ權利ノ性質ニ關係アルコトハ貴問中ニアル
 カ如シ

問第六號 (同三七頁)

然ルニ乙之ヲ引渡スコトヲ欲セス他ニ消耗シタル時ハ甲ハ乙ニ對シ
 テ其代價并ニ損害ヲ要求スルノ權ヲ生スト論シ三十九ペーシニ至テ
 ハ第一ノ契約上ノ權利破ラレテ第二ノ損害要償ノ所權ヲ生ストアリ
 全シク第二等ノ權利即チ救濟權ニシテ前段ハ代價并ニ損害ト各區別
 シ后段ハ損害要償トノミアルハ如何ナル譯カ后段ノ損害要償トハ矢
 張り第一ノ目的ノ代價并ニ第一ノ目的ノ破ラレシ爲メニ生シタル費
 用即チ損害トチ包含シタル者ヲ指ス義ナリヤ

本質問ハ曩ニ已ニ清水和太郎氏ヨリ質問セラレシト同様ノ疑點ナラ
ント信ス然レトモ何故ニヤ答案ヲ附セラレス元來如此講義録ノ文意
ハ通常人ナラハ解シ得サルコトナラント思ハル

右答案

見込ノ通り

問第七號 (同三十九頁)

但契約通り履行シ得ヘカラサル時ニハ損害要償ニ止ルコトハ英佛共
ニ同様ニシテ勿論ノ事ナリトアリ此但書ノ意ハ元來英法ニ於テハ損
害ヲ要求スルカ通常ナレトモ偶契約通りノ執行ヲ要求シ得ルノ變例
アリ故ニ英法ノ變例即チ契約通りノ執行ヲ要求セントスルモ之ヲ遂
クル能ハサル場合ト佛法ノ通常タル契約ノ履行ヲ促スモ之ヲ遂クル
能ハサル場合ニ至テハ只損害要償ニ止ルコトハ英佛共ニ同様ニシテ

勿論ノ事ナリト云フノ意ナランカ

本質問ノ如キハ已ニ清水和太郎氏ヨリ質問セラレシモ是又答案ヲ附
セラレス尙又生ハ同氏ト大ニ見解ヲ異ニスルヲ以テ愈不審ニ堪ヘス
右答案

見込ノ通り

問第八號 (同十六頁)

校外生 山崎迂太郎

宇内各國ノ法律ハ皆氏ノ解釋ニ合格セルモノニ非ラサルナリ實例ヲ
乞

右答案

宇内ノ各國ノ法律ハ皆オーストリアノ解釋ニ合格セストハ佛國、伊國、獨國
ノ如キ明文法アル國ニテモ一國ノ司法事務ヲ舉ケテ悉ク皆明文法而
已ニ依頼シテ處分シ得ヘキモノニアラス必、ス、ヤ、之、ヲ、補、フ、ニ、判、決、例、法、

理、習、慣、等、ヲ、以、テ、セ、サ、ル、ベ、カ、ラ、ズ、是、レ、争、フ、ベ、カ、ラ、サ、ル、勿、論、ノ、事、實、ナ、リ
而、シ、テ、此、判、例、ヤ、此、法、理、ヤ、習、慣、ヤ、主、權、者、ノ、命、令、即、チ、表、明、セ、ラ、レ、タ、ル、希
望、ヨ、リ、生、ス、ル、ニ、ア、ラ、ズ、條、例、布、告、成、典、コ、ソ、主、權、者、ノ、表、明、シ、タ、ル、希、望、ト
云、フ、ナ、得、ヘ、ケ、レ、其、他、ノ、法、理、習、慣、ハ、決、シ、テ、然、ラ、サ、ル、ナ、リ、而、シ、テ、英、佛、ノ、如
キ、法、律、ノ、發、達、シ、タ、ル、文、明、國、ス、ラ、未、ダ、萬、事、ヲ、網、羅、ス、ヘ、キ、成、典、ナ、シ、況、ン
ヤ、其、他、チ、ヤ、故、ニ、冒、頭、ニ、云、ヘ、ル、如、ク、論、斷、シ、タ、ル、ナ、リ

問第九號 (同十六頁)

政府ハ權利者タル能ハスト云ヘルハ理論上精確ナルコト、ス其原理
説明ヲ乞フ

右答案

第四號ノ答案ヲ見ヨ

問第十號 (同八十三頁)

校外生 清水和太郎

大ニ欲スル所ヲ爲シ少シク欲スル所ヲ止メントスルコトナリ
 大ニ欲スル所トハ前掲第一ノ場合ヲ指シ少シク欲スル所トハ第二ノ
 場合ヲ指シタルカ

右答案

見込ノ通りナリ

問第十一號 (同八十四頁)

右述ル所ノ知覺ナキ云々ヨリ一點ノ疑フヘキ所ナキモノトス
 知覺ナキ所爲ト非意ノ所爲ト雙方共ニ刑事上ノ制裁ナキコトハ理解
 セラレタレ共知覺ナキ所爲ニハ民事上ノ制裁ナク非意ノ所爲ニハ民
 事上ノ制裁アルコトニ就テハ未ダ理解セラレス再ヒ明文ヲ乞
 右答案

知覺ナキ所爲及非意ノ所爲ハ共ニ刑事上ノ責任ナキチ原則トス然レトモ

其理由ハ同一ニアラス知覺ナキ所爲カ何故ニ刑事上ノ責任ナキヤト云フニ所爲ニ必要ナル原素即チ心意ナケレハナリ既ニ心意ナケレハ所爲ニシテ眞所爲ニアラス故ニ刑事上ノ責任ナキハ無論民事上ニモ責任ナキ筈ナリ然レトモ非意ノ所爲ハ何故ニ刑事上ノ責任ナキヤト云フニ原ト不得止ニ出テ、惡ム可キ心底(或ハ惡意ト云フ)ナキカ故ニ法律ハ宥恕シテ其罪ヲ論セサルナリ然レトモ眞正ノ所爲タルニハ相違ナケレハ若シ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキニハ或ハ之ヲ償ハシムルナリ是レ刑事上責任ナシト雖モ民事上責任ヲ免レサル所以ナリ

契約法

第一號答 權利義務共ニ同一ノ行爲若クハ不爲又ハ同一ノ行爲不爲ニ關ストハ若干金額ヲ拂フ義務アラハ其金額ヲ受取ル權利アリ又財產ヲ害セサル義務アラハ之ヲ害セラレサル權利アリテ其權利義務共

ニ若干ノ金額支拂又ハ財産ヲ害セサルニアルヲ云フ

第二號答 其他ノ元素トハ權利者行爲若クハ不爲目的物ノ三者ナリ

但シ權利義務ノ相關スル行爲不爲又ハ有形ノ目的物ナキコトアリ

第三號答 權利ト義務トハ必ス對立併存スルモノニシテ特立スルモ

ノニアラス即チ權利義務ハ法律上ノ一關係ト考エテ不可ナシ今其關係

ノ一端ヲ指シテハ權利ト云ヒ他ノ一端ヲ指シテハ義務ト云フニ過キス

第四號答 山田氏ノ所説ト拙者ノ説明トノ間ニ差アルヲ見ズ質問者

ノ意ヲ解スルヲ得ス

第五號答 約因ノコトハ之ヲ説明スル場所ニ至リテ了解セララルヘシ

第六號答 サブサニノ定義ハ解シ難シ今邦語ヲ以テ之ヲ説明セン

トスルモ得ヘカラス

第七號答 法鎖即チ對人的ノ權利義務ノ範圍確定セルヲ要ストノコ

トナリ

第八號答 誤字モ脱字モ無シ裁判ニ因テ裁判官カ權利ヲ得ルニアラ

ス亦義務ヲ負フニアラサルヲ以テナリ

第九號答 救濟ノ手續トハ訴ヲ起スヲ謂フ

第十號答 物ヲ買テ現ニ受取タレハ之カ代價ヲ拂フヘキカ如キヲ云

第十一號答 質問ノ點解シ難シ第一問ノ答ヲ見ラレヨ

第十二號答 賠償ヲ受クルカ權利ニシテ之ヲ受ケシムル即チ賠償ヲ

爲スハ義務ナリ

○組合法

第十問 (十七頁) 黒田末吉

組合成立條件ノ第五ノ要素ニ於テ利益ヨリ損失ノ超過セシ時ハ必ス
其損失ヲ共擔スルヲ要セス利益ヨリ損失ノ減少セシ時ハ必ス其損失

ナ共擔スルヲ要ストハ抑モ如何ナル理由アリテ然ルカ己ニ利益分配
 ハ組合成立ノ必要條件ニシテ利益ノ損失ヨリ超過セシ時ト減少セシ
 トキトナ問ハス必ス分配セサル可カストセハ損失ノ點モ利益ヨリ超
 過スルト減少スルトナ問ハス共擔スルコソ道理ニ適フ如シ如何
 又損失ノ利益ヨリ超過セシ時其損失ヲ共擔シ及損失ノ利益ヨリ減少
 セシ時其損失ヲ共擔セサルノ契約ハ第三者ニ對シ如何ナル效力アル
 乎
 答 組合員間ニ在テハ必スシモ損益ヲ平等ニ分擔スルヲ要セストノ
 意ナリ第三者ニ對シテハ何等ノ効モナシ其責任ヲ負フハ他ノ組合員
 ト異ナルコトナシ

第十一問 (五十七頁) 福井縣 蒲 八 郎
 社外人ハ組合員ノ提供スル財本ヲ組合ノ財本ナリト思惟ス可キ義務

アリヤノ疑問ニ對シ種々辨解ハセラレタレトモ未ク全ク了解スル能
 ハス要スルニ社外人ハ組合ノ財産ニアラスジテ該組合員一己ノ財産
 ト思惟シテ可ナリト云フ意ニアルカ
 答々然リ法律上ニ於テハ反對ノ證左ナケレハ先ツ如斯ク推定スルナ
 リ

第十二問 (四頁)

高野 龜吉

組合ナルモノハ大概人員ノ數少ナキテ常トス英國ノ如キハ成文律ヲ
 以テ其人員ニ限ル處アリ云々トハ其英國成文律ニテハ人員ノ數少ナ
 キト云フ定義ハ凡ソ何人位ニ及ホスモノナル乎
 答 銀行營業ノ場合ニ於テハ十人其他ノ營業ニ於テハ二十人ヲ限リ
 トス

第十三問 (十九頁)

北其川 鉄藏

第二條件組合商業ハ損失ノ利益ニ超過シタル場合ト雖其損失ヲ共擔
 フルコトヲ契約スルヲ以テ常トス」ト然ルニ前組合商業成立ニ必要ナ
 ル條件第五ノ場合ニ於テハ「利益ヨリモ損失ノ超過シタルトキニハ必
 此損失ヲ共擔スルヲ要セス之レニ反シ若シ其二圖ノ如ク利益カ損失
 ニ超過シタルトキハ必其損失ヲ共擔セサルヘカラス」トアリ之レニ因
 テ之レヲ見レハ前後相矛盾スルト云ハサル可カラス何トナレハ前ニ
 ハ損失ヨリ利益ノ少キトキハ損失ヲ共擔スルニ及ハスト云ヒ又後ニ
 ハ損失ヨリ利益ノ少キ場合ト雖モ其損失ヲ共擔スルヲ以テ常トスト
 云フニ外ナラサルナリ故ニ如何ニモ解シ難キヲ以テ宜敷解釋ヲ願フ
 答 組合員カ組合員トシテ世間ニ對シ責任ヲ負フコト、各組合員相
 互ノ間ノ關係トテ區別スルヲ要ス然シテ組合員相互ノ間ニ付テ云
 フトキハ必スシモ平等ニ損益ヲ分擔スルヲ要セス又全ク利益ノ分

配ヲ受ケサルモノト雖モ世間ニ對シテハ組合員トシテ名義ヲ顯ハシ居ル爲メ他ノ組合員ト同様ノ責任ヲ負ハシメラル、コトアリ要スルニ此處ハ只組合員内輪ノ關係及權理義務ヲ説キタルナリ

第十四問 (四十九頁)

普通ノ方法ヲ以テ營業スルトキニ限ル可ク非常ノ營業ヲ爲サントシテ組合ノ嘗テ豫期セサル方法ニテ商業ヲ營ミ金借ノ必要ヲ生スルモ此必要ヲ以テ組合ニ償却ノ義務ヲ負ハシムルヲ得サル可シト此普通ノ方法非常ノ營業トハ如何

答 其組合營業以外ノ營業ヲ指シテ非常ノ營業ト云フ設ヘハ鐵道營業組合カ船舶ヲ買入ル、如キ場合ナリ普通ノ方法トハ其組合カ常ニ慣行トシテ行ヒ居ル方法ヲ云フ設ヘハ常ニ其組合ニテ金圓ヲ借入ル、トキハ爲替手形ヲ振出シ以テ之ヲ調達スルトセハ是レハ其

組合ニ取リ普通ノ方法ナリ
第十五問 (五十頁)

又契約ヲ爲ス權アレハ從テ之ヲ變更スルノ權アル云々茲ニ契約ト云フハ契約ノ全部ヲ指シテ云フタルモノカ將タ其一部分ナリヤ若シ契約全部ニシテ如何ナル契約ニテモ結フモノトスレハ捺印契約ノ如キ證書ヲ一旦對手ニ渡シタル以上ハ之ヲ變更増減ス可カラサルモノアリ而シテ茲ニハ只契約ト云フヲ以テ見レハ契約全部ナルカ如シ故ニ設ニ組合員ハ之ヲ變更スルノ權アルニモセヨ捺印契約ノ如キ變更増減ス可カラサルヲ以テ見レハ只其一部分ナルカ如シ故ニ其取捨ニ困難ナルヲ以テ組合員ノ爲シ得ル契約ハ其全部ナルカ將亦一部分ナルカ説明ヲ乞フ

答 通常人カ契約ヲ爲シタルトキト異ナルコトナシ

○組合法

第十六問 (六十二頁)

債主ニ於テ己ニ組合員ヨリ受取り置キタル抵當ヲ返戻セルトキト雖モ仍ホ組合員負債ヲ支拂フタルモノト爲ス可キヤ否ヤハ判例確定セサルモノ、如シ「下此所今一應説明ヲ乞フ

答 債主ハ組合員甲ヨリ負債ヲ受取タルニ付キ甲カ甲ノ負債ヲ返シ而ニ來レリト心得甲一己ニ對スル貸付金ノ内へ之ヲ受取り而シテ預リ置キタル抵當品ヲ甲ニ返シタルトキハ己ニ債主ハ甲ニ對スル債主權ノ抵償物ヲ解放シタルニモ拘ラス仍ホ其金ヲ繰戻シテ組合ノ負債ノ部ニ入ル、コトヲ得ヘキヤト云フニ在リ

第十七問 (六十三頁)

此ニ講述シタル第五、六兩場合ニ於テハ組合ノ保證及ヒ名義ヲ組合員

カ使用シタル場合ナルカ此保證及ヒ名義ハ財産中ニ第七號五十六目次ニ組合員カ組合ノ財産ヲ私用スルヲ論ストアルヲ以テ含蓄セラレ、モノナリヤ否ヤ

答 然リ

第十八問 (第拾五號百十頁四行目) 長野縣 宮入半三郎

(前略)手形ノ日附退社以前ニ係ル場合ニ於テモ猶然リ云々

抑モ組合解散ノ廣告ニ付組合員各自ノ代理權ハ此ニ消滅スルトハ將來ノコトニテ過去ノコトニ及ハサルモノト思居候然ル所右ノ如ク日附退社以前ニ係ル場合モ責任ナシトアルハ如何ナル理由ナルヤ説明ヲ乞フ

答 日附ハ退社前ナルモ實際振出シタルハ退社後ノコトナ云フ

第十九問 (第十七號百三十五頁)

〔第一〕退社員ノ解放セラレサル場合

其一 交代員ノナカリシ時

其二 交代員ノアリシ時

〔第二〕退社員ノ解放セラレタル場合

右ノ諸件ニ付講義セラレシ所ヲ閱讀スルニ交代員ノ有無ニ係ラス債主ノ解放ナキ時ハ其效ナキモノ、如シ然ルニ第一ノ場合ニ於テ交代員ノ無カリシ時並ニ有リシ時ト其區別ヲ立テ御講義有之ハ如何ナル譯ナリヤ御説明ヲ乞フ

答 區別ノ要只講義ヲ明カナラシムルニ在リ

第二十問 (七十三頁) 山崎 迂太郎

連帶ト共同トノ責任ノ區別仔細ノ説明ヲ乞フ

答 連帶ハ共同各別二種ノ義務ヲ同時ニ負フモノナリ例ヘハ連帶義

務者ノ中ノ一人又ハ數人ニ係リ裁判ヲ得タル後ト雖モ仍ホ亦殘ノ
 連帶義務者ニ係リ出訴スルコトヲ得ルナリ反之共同義務者ノ中ノ
 一人又ハ數人ニ係リ一旦裁判ヲ得タル後ハ再ヒ殘ノ共同義務者ニ
 係リ出訴スルヲ得ス是レ連帶ノ場合ニ於テハ二種ノ義務存スルカ
 故内一種ノ共同義務ニ付キ裁判下リタル爲メ其共同義務ハ裁判ノ
 義務ト變改フルモ仍ホ一ノ各別義務存スルヲ以テ此各別義務ニ對
 シ出訴スルコトヲ得ヘキナリ反之共同義務ハ何程多人數ノ間ニ成
 立スルモ固ト一個ノ義務ナルカ故此義務ニ付一旦裁判アレハ其義
 務ハ併減ノ原則ニ依リ裁判ト變改スルヲ以テ再ヒ出訴スヘキモノ
 ナキニ至ル譯ケナリ

第二十一問 (八十頁)

此財産權ニ付債主權ハ格別是ヲ以テ抵當ノ如ク見做スヲ得ス從テ先

取權ヲモ生セサルナリ」トハ如何ナル故カ

答 組合ニ對シ債主權ヲ有スレハトテ組合ノ財産ヲ抵當物ノ如ク見
做シ先取權ヲ有スル譯ニハアラストノ意ナリ略言スレハ組合ノ財
産ハ各債主一般ノ抵當物ト云フニ止マリ只差押權アルノミニテ決
シテ或ル債主一人一個カ抵當ニ取リタルモノ、如ク其債主ニ先取
權ヲ生セストノコトナリ

第二十二問 (第二號六頁) 校外生 中島 十太郎

「日本等ニ屢行ハル、モノ法律上ヨリ云フトキハ組合ナルモ會社ノ名
義ヲ以テ營業スルモノアリ世人モ亦其名ニ惑ハサレ動モスレハ無形
人ト誤認スルコトアルヨリ往々奸商等カ詐欺ノ手段トナルコトアリ」
云々トアリ誤認スルカ爲メ奸商等カ詐欺ノ手段ト爲ルハ如何ナル場
合ナリヤ例ヲ舉テ御教示ヲ乞フ

答 其實組合ノ性質ヲ有スルモノニ對シ法律上無形人ヲ以テ論スヘキ會社ノ名ヲ負ハシメ恰モ之ヲ組織スル諸人ノ外ニ法律上無形人ナルモノアリテ其社員ノ責任ニ限りアル如ク見セ懸ケ株券ヲ發行シテ加入者ヲ求ムル如キコトヲ云フ

第二十三問 (第二號八頁)

〔或ル場合ニ於テハ之ヲ許サ、ルモノアリ〕云々或ル場合トハ普通商社ノ場合ナルヤ否ヲサレハ如何ナル場合ヲ指ス乎

答 然リ

第二十四問 (第二號十二頁)

〔日本ノ如キモ其類多シ〕トアリ。幸ニ一二例ヲ指示アラシムコトヲ乞フ

答 政府ノ特許ヲ得サルモノハ皆ナ然リ府縣廳へ届出ルヲ以テ政府ノ許可アリタリト誤ル勿レ

質問

(英吉利法律講義録 (1886(明治19)年度 第1年級))

69ページ以降の講義録(37号以降)は非所蔵